団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人　環境カウンセラー全国連合会		
代表者	鈴木　富雄	**担当者**	先　﨑　　武
所在地	〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5-15-7　白鳳ビル 2 階　202 号 TEL:03－3392－0325　　FAX: 03－3392－0325 Ｅ-mail:ecu@canvas.ocn.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	環境省は、平成８年度に環境カウンセラー登録制度を発足させ、平成９年度から募集・審査・登録を開始した。活動を開始した環境カウンセラーの間に複雑多岐な環境問題に効率的に取り組むには、組織的展開が必要との認識が高まり、平成１０年頃から全国的に団体の設立が広がった。さらに、各組織間には環境省はじめ中央の関係団体との情報交換や協働関係の構築を重視する傾向が高まり、平成１３年に任意団体環境カウンセラー全国連合会（ＥＣＵ）の設立となった。ＥＣＵは、行政等からの委託事業を受託する等にあたり、責任所在の明確化の要請があるため、平成１５年に内閣府に申請して特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会となり、更に大阪府支所廃止に伴い東京都の認証になり、現在に至っている。 「ＮＰＯ法人環境カウンセラー全国連合会」の会員は平成２４年１月１日現在３３団体である。		
団体の目的／事業概要	環境カウンセラーを中心とした団体を連合し、次世代を担うこどもたち並びに多くの市民及び事業所等に対し、環境保全思想の普及啓発を行うこと。その結果として多くの主体が環境保全活動に積極的に参加することにより自然と人間が豊かに共生し、持続ある発展を目指す社会の構築に寄与することを目的とする。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	目的達成のために、以下の事業を実施する。 1. 環境教育推進に関する事業 2. 自然環境保全及び緑化推進に関する事業 3. 事業者の環境経営支援に関する事業 4. 地球温暖化防止に関する事業 5. 循環型社会構築に関する事業 6. 環境の保全に関する雑誌及び書籍の出版 7. 環境の保全に資する物品の開発、販売及び斡旋		
ホームページ	http:/npo-ecu.com/index.html		
設立年月	平成１３年　９月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　　平成１５年１０月　　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	－　　円	**活動事業費／売上高（H22）**	４，０２３，０００円
組　織	スタッフ／職員数　　２２名　（内 専従　　２名）		
	個人会員　　０　名	法人会員　　２５名	その他会員（賛助会員等）　　１３名

提 言

政策のテーマ　「新しい公共の理念を地域特性に活かした持続可能なまちづくりのモデル事業」

◆応募分野：　Ⓐ　どちらかを選択して○）

団体名：特定非営利活動法人
環境カウンセラー全国連合会
担当者名：　先　崎　　武

■政策の分野
・国の制度、法律・税制改正等を通じて実施する政策に対する提言である。
・本政策提言が政策になるときは、地域新公共について、地方自治法の措置又は法人格付与の措置が必要となりうる。
■政策の手段
. 本提言は、募集要項第４「内容・テーマ」の「民間の視点から重要と思われる既存の政策・制度の運用方法等をよりよくしていくため」のもので、同要綱の（参考）政策分野区分の「持続可能な地域づくり」にあたる。
・手段：平成２３年６月改正公布の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「本法」という）の「協働取り組み」の手法により、政府提唱の「新しい公共」の理念を市町村（地域）における各主体が共同で運営する「地域新公共」に導入し、持続可能なまちづくりを展開する。

■キーワード	新しい公共	地域新公共	協働取組	２１世紀型新生活	結(ゆ)いの心

用語　◎本提言で使用する主な用語は以下の通り。
「本事業」：「新しい公共の理念を地域特性に活かした持続可能なまちづくりのモデル事業」をいう。
「旧法」：平成１６年制定公布の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律をいう。
「本法」：平成２３年６月１５日に改正・公布された「環境教育等の推進による環境保全のための国民の取組の促進に関する法律」をいう。
「諸法」：環境基本法ほか環境問題に取り組む諸法をいう。
「各主体」：諸法が責務を有すると定める国民（ＮＧＯ／ＮＰＯなど民間団体を含む）、事業所（団体を含む）、国及び地方公共団体をいう。
「新しい公共」：政府の提唱する、国民、ＮＧＯ／ＮＰＯ、企業、政府等がそれぞれの役割をもって、当事者として参加し、協働する場」をいう。＊本年１月１３日の内閣改造で岡田克也副総理が「新しい公共」の担当となった。
「地域新公共」：「新しい公共」の考え方を市町村（地域）に導入したもので、各主体が地域の実情に応じ、それぞれの役割をもって、当事者として参加し、協働する場をいう。
「協働取組」：本法第２条第４項に定める「国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ、対等な立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境保全に関する取組」をいう。
「２１世紀型新生活」：地域生活共同体は、物質的豊かさ追及の暮らしから、自然と共生し、長は幼を、若者は高齢者をたいせつにする心の豊かさを求める暮らしに変革するライフスタイルをいう。
「結いの心」：結いは地域共同体の底流に古くからある労力貸借の地縁互助風習である。住民の高齢化・過密（疎）化等により活気を失いつつあるが、いまでも冠婚葬祭、地域間にみられる。結いの心は東日本大震災時に被災者の暴徒化抑止力となり地域の秩序をまもった。本事業では、結の心を「地域新公共の心」として、本法の協働取組によみがえらせ、共有して取り組む。
「これれらの市町村」：旧法施行３年後時点の環境省の「環境保全意欲の増進・環境教育推進に関する基本方針・行動計画取組状況調査」で取り組みが低調だった市町村をいう。

①政策の目的

平成１６年制定の「旧法」は、環境省の１９年「環境教育に関する基本方針・行動計画」調査によれば、旧法の地方公共団体の取組状況は、都道府県７５％、政令都市５３％、３０万以上38%、１０～３０万未満１２％、１０万未満市町村　０％となっている。環境省の調査は、旧法施行３年後の時点の環境保全意欲の増進・環境教育推進に関する基本方針・行動計画取組状況であるが、市町村の大部分を占める人口30万未満の市町村は、環境教育、環境保全意欲の増進だけの低調にとどまらず、温暖化対策循環型社会構築、生物多様性などへの取組も低調とみられる。本法は、持続可能な社会構築の理念や促進手法を盛り込んでいるから、使命感をもち、自主的に取り組んできた地域の指導者・民間団体等の待ち望んだものであり、旧法の轍を踏ませてはならない。

２１世紀の地域共同体およびその住民がかかえる過疎（密）化、少子化、高齢化、福祉、家計などの悩み解消の取り組みは、持続可能な社会づくりと矛盾しない。むしろ「２１世紀型新生活」づくりと同化した目標として地域全体に広げることが、持続あるまちづくりになるともいえる。

◎本事業は、各主体がそれぞれの責務の遂行に協働して取り組みながら、２１世紀型の新生活を構築することを目的とする。

②背景および現状の問題点

１．背景及び現状

思想普及・人材育成という政策手法は、重大な政策を行うに先立ち必ず執られる手法であるから、本来、市町村役場が早急に取り組むべき課題のはずである。これら市町村の多くは、自然資本が豊かで、ＣＯ２の森林吸収源であり、生物多様性の温床となる地域である。京都議定書目標達成期限が間近なとき憂慮に耐えない。

２．問題点

これらの市町村のおかれている取組基盤の弱さの原因は、以下によるものと考えられる。１）合併で広域化し、職員の定数は合理化傾向にあり、環境担当といえば廃棄物担当で、環境教育・意欲の増進をはじめ、環境諸施策を担当する職員は不在といってよい。２）不作為でも罰則はないし、地方交付税交付金の返還の義務も生じない。「不急」と扱われる所以である。３）表面には出ないが、「でしゃばると役所に迷惑がられる」などの役所との摩擦回避の声は、地域の取り組み意欲を低減させる見過ごせない例である。

③政策の概要

１．本事業は、「地域新公共」を持続可能なまちづくりの拠点とする。

２．地域新公共の立ち上げは、首長やリーダーの熱意、「21世紀型新生活」の必要性と「結いの心」の共有により、立ち上げは可能である。

１）仕組み：「各主体」が当事者として参加し、「結い」を「地域新公共」によみがえらせ、本法第４条（国民、民間団体等の責務）および第６条（地方公共団体の責務）に「協働で取組む」。

２）目標：本法及び諸法に忠実に取り組むことを理想とし、本法の「協働取組」手法を援用するが、地域の環境取組習熟度などの現状を重視し、実現可能な目標とする。３）役割：各主体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ、対等な立場で、相互に協力して、目標に取組む。４）阻害要因：地域の取組が容易に進展しない要因（①持続可能な地域づくり手法の不足、②人材不足、③資金不足等）の克服。

④　政策の実施方法と全体の仕組み

１．地域新公共の立ち上げ準備

本法第６条（地方公共団体の責務）の「自然的社会的条件に応じた施策の策定」ににより、市町村に地域新公共設立を設置する。管内に有力な市民団体、ＮＰＯ、ＮＧＯがある場合は、これを母体又は改組，統合などにより、地域新公共とするのも一方法である。立ち上げには、ファシリテーターやオ-ガナイザーが、立ち上げ後はコーデイネーターやアドバイザーが必要。役場職員で編成するプロジェクトチームを訓練するか、外部の専門家等の支援を求めるなどで充実させる。

２．地域新公共の設置

１）性格：市町村とは別の性格を持つが、組織の構想・準備・発足には市町村が主体的にかかわることとする。

２）構成：本法第２条に定める環境保全活動全体をみすえた体制づくりを理想とはするが、地域の環境取組の熟度を重視し、まず、現実的な発足を確保し、逐次、補完・発展させていくのが望ましい。

３）名称：地域新公共の名称は地域において自由にさだめる。

３．地域新公共の運営

１）基本方針等：本法第８条に則ることを理想とするが、各主体又は構成員の環境問題習熟度にみあい、かつ、地域共同体力が協働取組により結束を増し、暮らしの質が高まる課題・方法とすることが望まれる。国及び都道府県の指導方針との整合を図る。

２）役割：役割分担及び計画的推進について基本的な合意を形成する。環境取組により暮らしが向上する課題・方法となるよう工夫。３）人材育成、情報収集発信、評価、表彰等を行う。

４．経費

各主体は、１）自らの環境保全責務・21世紀型新生活構築への取り組みであること２）結いの心で連帯した共同体の取組であること、３）公平な負担、等の認識を共有する。したがって、取り組み費の多くは各主体つまり当事者としての自弁となる。しかし、地域新公共の発足前の準備には、調査・指導者招聘等に要する費用が発生する。立ち上げの梃（呼び水・起爆剤）として政府、都道府県の助成及び税制面の配慮が必要となる。

◎国、都道府県及び市町村は、本法第２２条の２（財政上の措置）により所要の支出を行う。
モデル事業立ち上げ・発足テコ入れ資金として１モデル地域あたり最低限の軽費として計 1,000 千円

⑤政策の実施主体

１．実施主体：環境省（地方環境事務所）

２．提携・協力主体：特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会（ＥＣＵ）

３．実施対象：モデル市町村・・・・人口おおむね10万人未満の市町村

１）選定方法：環境省（地方環境事務所）が都道府県及び市町村の協力を得て行う。

２）個所数：地方環境事務所単位に数か所　個所数を絞る場合は、（活動熟度が途上でも）首長等の受け入れ熱意が高い市町村が望ましい。

⑥政策の実施により期待される効果

モデル市町村には、各主体が適正な役割をもち、当事者として持続可能なまちづくりに参加する「地域新公共」が誕生し、これを拠点として、環境保全活動に協働して取り組まれ、財政支出少額の２１世紀型新生活の構築を含む持続可能なまちづくりが活発に促進される。本事業の成果は、本法第２１条の協働取組の在り方のモデルとして周知され、全国的な展開に発展することが期待できる。

⑦その他・特記事項

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	エコ・カーライフ		
代表者	谷口隆捷	**担当者**	同
所在地	〒　603　－8061 京都市北区上賀茂荒草町 61-1 TEL:075－706－6133　　FAX:同左 E-mail: stouden@apricot.ocn.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	平成１１年１０月、「京都市・パートナーシップ推進事業」公募にて、企画採択されてスタート。当初、「エコ・カーライフ創出塾」として、公募市民２０名程、EV ミニカーのレンタルで、市内試乗。環境展示会等に出展、アンケート回収。独自 EV の試作開発。環境省 EV モニターに参加、データ提供。最近は、特定地域毎に、コンパクト EV の試乗会を行い、エネルギー、蓄電池、EV タウン等への学習も。		
団体の目的／事業概要	コミュニティにおける、EV＋スマートハウスで、エネルギーの地産地消を目指す。そして、安全、安心な、"タウンヴィークル”の姿と地域環境づくりを提案する。EV を通じた、スマートまちづくり事業。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	１９９９年 / ミニ EV による、市内試乗デモ（以下、市内で継続） / 「京都環境フェスティバル９９」に出展、試乗会（以下、毎年継続出展） ２０００年 / 「環境庁・電気自動車活用実証調査」モニター参加 / 「京都まつり」、テーマパレード EV 走行 ２００１年 / 「新しい道路構造に関する基準の検討案（国交省）」パブリックコメント応募 / 「クレフィール湖東」本格テストコース EV 試乗 ２００４年 / 「ひとまち交流観」EV 試作車、展示実演 ２００６年 / 京都府下、EV“駅電”ラリー企画 ２０１０年 / 北区上賀茂地区を対象に、７～８箇所拠点を設け、地元試乗会。また、外部講師による公開学習会を開催（EV 全般、蓄電池、バイオマス E、ソーラー発電等） ２０１２年 / 映画「第４の革命・エネルギー・デモクラシー」(独)＆シンポジウム参加		
ホームページ			
設立年月	平成 11 年　10　月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　　年　　月　　日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	円
組　織	スタッフ／職員数　　5　名（内 専従　2　名）		
	個人会員　8　名	法人会員　　名	その他会員（賛助会員等）　　名

提 言

政策のテーマ　　京・都・市改装への「コンパクト EV デザインコンペ」企画

◆**応募分野**：　A　(B)（どちらかを選択して○）

団体名：エコ・カーライフ

担当者名：谷口隆捷

■政策の分野

・　⑨持続可能な地域づくり

■政策の手段

・　②③⑤⑩⑫

■キーワード	ゼロエミッション	コンパクト	安全	スマート	コモンユース

① 政策の目的

京都（CITY）は、いま、新たな精神で、都市の品格をめざして、改装する時期にきている。いわゆる、“歩くまち”と同時に、“クルマの＜負荷＞の一掃”が不可欠である。つまり、前者は、歴史都市の本質への対応であり、後者は、モダニズムを凌駕した次元での、都市相関各域のホスピタリティーの創出である。

② 背景および現状の問題点

従来のクルマシステムの増殖が、画一的に職住を問わず生活圏の過密度を加速している。一市民の自由度と、都市という器の許容範囲との、見えにくい閾値の問題であり、切実な環境問題でもある。このことは、都市環境の再生にとって、ヴィークル（のりもの）の再定義が、求められることを意味している。

③ 政策の概要

幸い、蓄電池技術の進化により、電気によるエコ・ヴィークルへのシフトが、広範囲に及んできた。この際重要なことは、新たな概念でヴィークルを捉えることであり、都市環境システムと一体となる、ヴィークルの姿である。冒頭のキーワードに挙げた５つを全て全うするコンセプトがその条件である。

既に、大手メーカーの量産車が出ているが、従来車の代替にしては高価過ぎ、クリーンである以外、都市環境の改装に寄与しない。(つまりクルマ中心の都市の延長)

そこで、人間中心の視点から、都市（京都）＋ヴィークル＋環境システムを追求する、あらゆる層の市民を対象に、「コンパクト EV デザインコンペ」を実施する。

なお、EV そのものは、簡潔な要素で成り立つ故、何よりも、発想（企画)、デザイン面を重視し、実用化は、第２段階以降とみなす。そして、ヴィークルの駐停車の方法、さらに所有概念にも捉われない（シェアリング、コモンユース等）創意ある提案を期待することになる。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

1．「京都コンパクト EV デザインコンペ実行委員会」を設置
（メンバー例 / 建築家、ID デザイナー、学識者、行政、府警担当、自治連合会担当、環境 NPO、まちづくり NPO、クラシックカー専門家、商店街連合会、公募市民、等）
1．「コンペ要領」の作成（資金調達、予算書、日程表、を伴う）
1．広報活動（各種メディア）、参加動員活動（関連業者との自在な連携）
1．審査会（第一次、市民投票、第二次）
1．公開発表（フォーラム形式）
1．実用化検討（フィージビィリティ）
1．最終結論（方向性と中長期のヴィジョンは示す）

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

「実行委員会」が中心。
・タケオカ自動車工芸
・ 京都 EV 開発（株）
・ マイクロヴィークルラボ（株）
・ GK（株）
・ クラシックカー専門家（O 氏）
・ （なお、京大ベンチャーが、独自の「京都カー」の開発をおこなっている。
その動向も注視したい）

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

都市（市街地）内の移動を、市民が自主的にコントロールする仕組みに参加することで、クリーン、静か、そして安全に、都市が改装されることを、誰もが実感できる。と同時に、コミュニティーのエネルギー自給への途が開け、好ましい都市格のモデルが見えてくる。当然そのモデルは、他への波及効果となりうる。
市民が、自分好みの EV を用いて、高品質都市づくりに参加する意欲をもたらし、建物、ヴィークル、道路が一体となって、高度のエネルギー自給都市環境の形成が将来に向かって可能となる。

⑦ その他・特記事項

各種社会実験を通じて、段階的に既存制度の発展的改正が望まれる。
例えば、免許法制度、車両法　道路交通法　自動車取得税　車庫法　建築基準法　景観法　公園法　等など

- 特に、コンパクト EV は、駐車問題を根本的に解消しうるものと思われる。
- なお、いずれにせよ、他府県がらみの幹線道路、充電ステーションの立地、商店用荷捌き問題、生活道路、等は、別途検討するものとする。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人　里山環境サポートセンター		
代表者	吉山　朋之	**担当者**	同左
所在地	〒７３２-００３１ 広島県広島市東区馬木６丁目 457-178 TEL:０８２－８９９－５３６１　FAX:０８２－８９９－５３６１ E-mail: satokan@green.megaegg.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	地域社会に対して、里山の環境整備を行うことにより健全な里山を再生し、それを未来へ継承し、またそこに放置された資源を活用し循環型社会の構築に寄与することを目的とします。特に拡大する竹林は、耕作地を覆いつくし、森林に侵入し大木さえも枯れ果てさせています。また枯れて積み重なった竹により手入れさえも困難になった「竹ヤブ」の整備を中心として、「竹ヤブ」を「竹林」に回復させ、さらにそこから新たな資源を産み出し、里山の環境改善を図ります。荒れ果てた自然が都市周辺部から中山間地、さらには山奥深くまで続いています。荒れた里山を手入れし、そこに眠っている資源を掘り起こし、さらには地域の活力を産み出す活動に繋げるという思いを、どの様な形で取り組むことが出来るのかを考え続けて来ました。この活動を個人で、またボランティアで行なうことには限界があります。この活動に理解をいただき賛同、協力を得ることができ、特定非営利活動法人を設立申請するに至りました。		
団体の目的／事業概要	《目的》地域社会に対して、里山の環境整備を行なうことにより健全な里山を再生し、それを未来へ継承し、またそこに放置された資源を活用し、循環社会の構築に寄与する事を目的としています。 《事業の概要》①山林・竹林などの里山整備事業　②里山整備に伴う資源を活用し社会に循環させる事業　③空き家・墓所の掃除・手入れなど故郷を支援する事業　④農林畜産物を生産・販売する事業　⑤農林畜産業への技術・労力を支援する事業		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	平成 22 年～23 年　広島市安佐北区白木町　神乃倉山公園整備支援（継続中） 平成 22 年 9 月　庄原市西城町豪雨災害復旧支援 平成 22 年 10 月　安芸高田市吉田町丹比　多治比川護岸　竹林整備 平成 22 年～23 年　広島市安佐北区白木町上三田　竹林整備 平成 22 年～23 年　庄原市総領町黒目　故郷を支援する事業 竹林整備および里山整備 平成 22 年～23 年　安芸高田市甲田町上甲立　千貫水周辺　竹林整備（継続中） 平成 23 年 6 月　広島市安佐北区白木町井原五龍姫墓所周辺　竹林整備 平成 23 年 10 月　広島市安佐北区白木町中三田　故郷を支援する事業 平成 22 年～　竹チップの堆肥化、炭化などによる資源化		
ホームページ	http://www1.megaegg.ne.jp/~satokann/		
設立年月	平成 22 年　1 月　＊認証年月日（法人団体のみ）　平成 22 年 11 月 22 日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	５５９，１０８円
組　織	スタッフ／職員数　２　名（内 専従　０　名）		
	個人会員　１１名	法人会員　名	その他会員（賛助会員等）　名

提 言

政策のテーマ　　**放置竹林の整備と里山に眠る資源の活用および環境保全**

◆**応募分野**：　A ・ (B)（どちらかを選択して○）

団体名：特定非営利活動法人
里山環境サポートセンター

担当者名：　吉山　朋之

■**政策の分野**
・持続可能な地域づくり
・循環型社会の構築

■**政策の手段**
・技術の普及、応用、活用
・組織体制整備

■キーワード	放置竹林の環境整備	循環型社会の構築	環境の保全	食の安心・安全	外来植物の侵入防止

① 政策の目的

広島県内の各地に放置され荒廃した竹林を整備し、伐採した竹をチップ化・炭化することにより資源として活用し、循環型社会の構築に寄与することを目指します。チップ化した竹は林内より搬出し、家畜のフンと混合・発酵させ安全な有機肥料として利用し、また一部の竹材は炭化する事により環境の改善・表土の保全および水質浄化など環境保全の資材として利用します。里山に放置された資源を環境保全の資材として活用し、里山の環境だけでなく幅広く生活の環境改善を図ることを目的とします。

② 背景および現状の問題点

古来より様々な用途に利用されてきた竹が、輸入品、さらにプラスチックなどの代替製品にとって代わられ資源として利用されなくなり、竹林に対する関心が薄れて管理がなされなくなり、放置され拡大を続けるという危機に陥っています。従来の竹林整備では伐採・枝払い・玉切り・運搬・棚積みという手順で作業が進められ作業量も多く、伐採した竹が林内に集積され次回以降の作業の支障になっています。集積した竹が分解する過程で稈が割れ、中に雨水がたまり多数のヤブ蚊が発生し周辺の住民を悩ませています。また、分解した有機物が河川に流出し河川の水質の悪化をもたらしているとの報告もあります。密集して見通しの悪くなった竹ヤブはゴミの不法投棄の場となり、生活ゴミ・粗大ゴミが大量に廃棄・放置されています。また竹ヤブは野生動物の格好の隠れ家となり、付近の耕作地が動物により荒らされ農家の生産意欲が失われ、耕作放棄地となり更にヤブ化すると言った悪循環を引き起こしています。竹ヤブを整備し見通しを良くする事により、警戒心の強い野生動物を集落から遠ざけ、農作物の被害を軽減することは急務の問題と思います。畜産農家においては家畜の敷料・発酵資材としてのオガクズが慢性的に不足し、未熟な堆肥が製造・出荷され、耕作地に搬入・使用されることにより、農作物の硝酸態窒素の蓄積およびO-157などの細菌性食中毒菌の汚染が危惧されています。また、未熟堆肥の使用による地下水および中山間地における飲料水、銘水の汚染などの問題も報告されています。さらに、家畜の輸入飼料に含まれる外来雑草の種子が、未熟堆肥の使用により耕作地への侵入し外来植物の発生が数多く伝えられています。

隣県の島根県において、現在の竹林には生竹30%に対して、枯竹・倒伏竹が70%を占めるという報告もされています。（平成23年島根県中山間地研究センター）近年、工業原材料として竹を活用する研究が数多く報告されています。竹を原材料としての資源として活用するためには、放置・廃棄された枯損竹を整理・活用する事から始める必要があります。全国の竹林面積は「里山林等における地球温暖化防止等のための森林整備に関する報告書」（林野庁　平成17年度）によると247,308haと推定され平成15年の林野庁統計の竹林面積の約3倍の竹林が存在すると報告されています。竹林の拡大を防ぎ、竹と共生し豊かな財産・資源として活用し、里山を保全し育て次世代へと伝えていくことは現代に住む我々世代の責務であると考えます。

③ 政策の概要

○主として枯竹・倒伏竹・老齢竹を中心とした不良竹の整理伐を行なう。枝葉を含め直径12㎝までの梢の部分は粉砕機を用いてチップ化し作業の効率を高め、また竹チップは林内より搬出し資源として活用する。搬出した竹チップは地元堆肥製造施設または畜産農家へ搬入し、牛フンなど家畜のフンと混合撹拌し、堆積・発酵させ堆肥化する。（竹チップと牛フンとの混合により曝気などの装置が無くても60℃以上の発酵温度が２週間近く続きます。発酵温度60℃が１週間以上継続することにより堆肥内の雑菌などの微生物・雑草の種子が死滅すると言われます。）

○チップ化・発酵する事により、天然の有機物である竹を土壌に還元し、土中に団粒構造を形成し、土壌内の生物生態系を再生し、安全で活力のある土づくりに活用する。また竹に多く含まれる成分である珪酸の働きにより保水性を向上し、さらに農作物の抗病力・抵抗力を高め、化学肥料・農薬の削減および農作物の品質・収量の向上を図る。また未熟堆肥の使用による土壌・水質の汚染、および外来植物の侵入を防ぎ、環境の保全、食の安心・安全へとつなげる。

○モウソウチクの根元部などチップ化し難い部分は、炭化し建築物の調湿材・断熱材、ホルムアルデヒド・アンモニアなど環境ホルモン・化学物質さらには放射性物質などの吸着材、また水質浄化材など環境保全の資材として利用する。

○放置され拡大し荒廃した竹ヤブを栽培管理された竹林へと移行し、タケノコの生産だけでなく、工業製品の原材料、家畜の飼料など竹資源として安定供給できる竹林として育てる。

○密生し単一化し、立ち入る事さえ困難となった竹ヤブの環境を改善し、日が差し込み、心地よい癒しの空間として竹林を利用し、身近な森林セラピーの場として育て、手入れの行き届いた古来の美しい竹林の育成を目指します。

○竹の持つ生命力と再生力を土壌・水質の浄化など地球環境の保全に活用します。竹林を含めた森林の破壊・放置を阻止し、里山・森林に放置され眠れる資源を活用する事により、はじめて里山・森林の価値が見直され、さらには地球環境の保全に寄与できるものと信じます。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

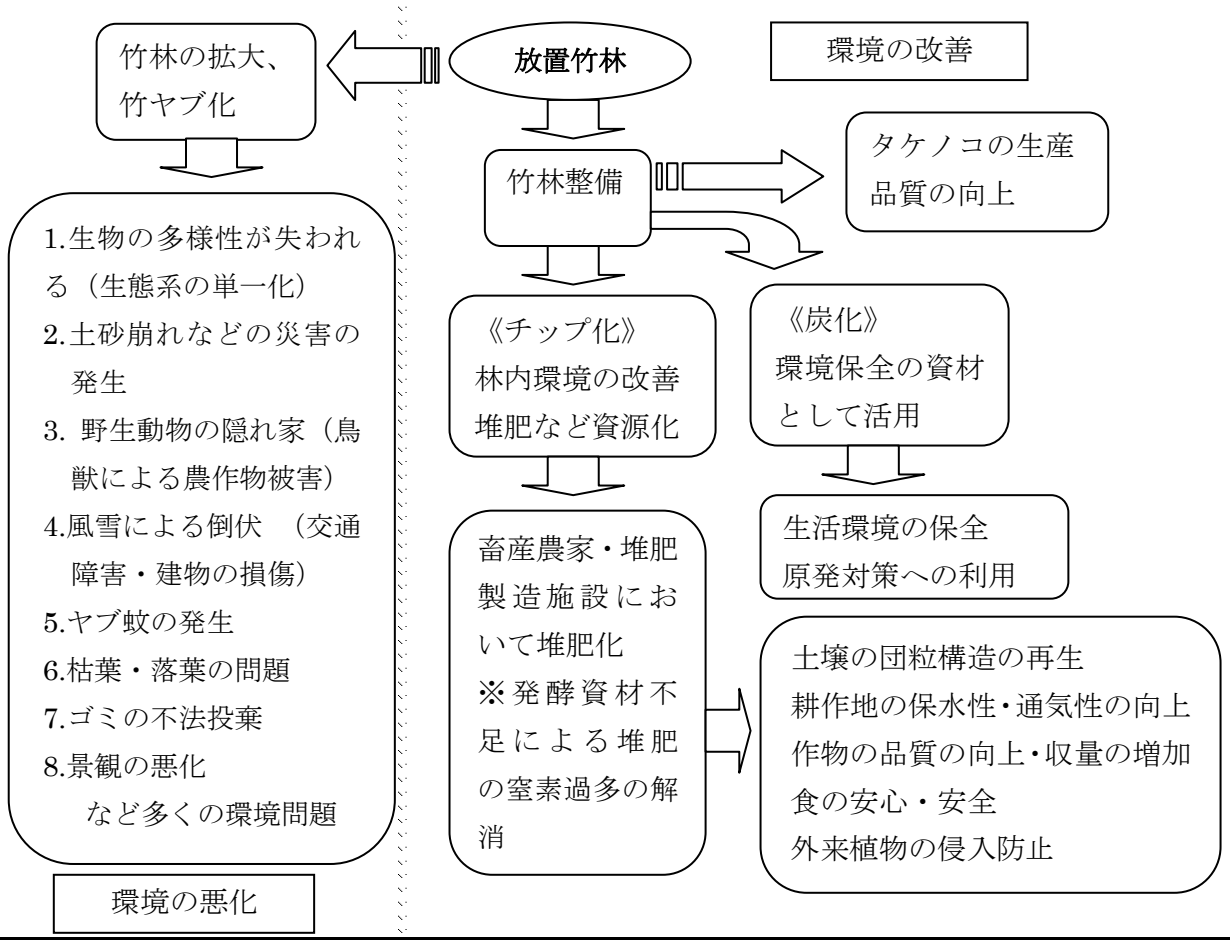

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

特定非営利活動法人　小河内 0-プロジェクト（広島市安佐北区）
特定非営利活動法人　ふぞろいプロジェクト（広島市中区）

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

◇広島県内における竹林および里山の荒廃の現状を住民及び行政機関に訴え、環境保全の資材として活用する事により竹林に対する関心を高め、里山の環境保全への認識を広めます。
◇竹のチップ化による竹林整備の効率化、および竹林内に廃棄竹を残さない事により集積した竹材が次回以降の作業の支障とならないように整理され、竹林内の環境の改善が図れます。
◇使えば使うほど元気になる植物と言われている竹の持つ生命力と再生力を、土壌・水質の浄化など地球環境の保全に活用します。土を作り、水を作り国土の保全を図ります。
◇竹をチップ化し、竹林内より搬出する事により分解した有機物の水系への流入を防ぎ、河川の水質の悪化を防止します。また、竹チップを堆肥化する事により、有機物を土壌に還元し、土壌の団粒構造を再生することにより、表土の保全を図ります。さらに竹に多く含まれるケイ酸の効果により土壌の保水性が向上し、根の張りのしっかりした作物が育ち、農作物の抗病力・抵抗力が増し、化学肥料・農薬などの使用量が節減でき、農作物の品質・収量の向上が図れます。
◇慢性的なオガクズ不足により畜産農家において敷き材料・発酵資材が不足し、発酵不良による未熟堆肥が耕作地へ投入されています。竹チップを家畜フンの発酵資材として利用する事により、家畜の飼料に含まれる外来植物の種子の未熟堆肥からの侵入、および硝酸態窒素による地下水の汚染を防止します。さらに未熟堆肥施用に伴う窒素過多による硝酸態窒素、また家畜由来の 0-157 など細菌性食中毒菌の土壌および農作物の汚染を防ぎ、食の安心・安全への一助となるものと期待します。
◇密生した竹を間伐し、枯竹・倒伏竹など不良竹をチップ化し竹林の見通し・風通しを良くする事により生態系の単一化を防ぎ、さらにヤブ蚊の発生、ゴミの不法投棄、風雪害による倒伏のための交通障害、落葉による屋根・雨樋の破損などの竹林周辺の生活環境の改善を図ります。
◇竹炭は、調湿材・吸着材として、工務店・設計事務所などと提携し、家屋の新築・リフォームの際に床下・天井に敷設し、シックハウス症候群・アトピー性疾患の予防、シロアリの対策などの効果を期待し利用します。さらに原子力発電所問題で重要とされる節電対策として、竹炭の断熱・保温効果による省エネルギー効果が期待できます。また竹の持つ多孔質の構造と、竹の成分に多く含まれる珪酸の働きにより、放射性物質の吸着効果の可能性も期待できるものと思います。
◇自然を守るとは自然を利用する事であり、農林畜産業および漁業の一次産業を守る事です。自然を利用することにより自然を守り、失われた里山そして森林の環境と景観を取り戻し、美しい里山の風景を次の世代へとつなげて行きます。

⑦ その他・特記事項

※ 出来上がった竹チップ堆肥は近隣の青少年自然体験村などの施設や地元農家の畑で野菜栽培などに利用し、品費の向上・収量の増加など堆肥のモニター調査を実施し、さらに産直市などでの販売を目指します。
※ 竹炭の製造には、小河内 0-プロジェクト（広島市安佐北区安佐町小河内）が広島市まちづくり活動支援基金で設置された炭焼き窯（約7,000ℓ ）２基を活用します。当面、原材料は地元の竹林を整備利用し、将来的には原材料の買い取りによる竹炭の生産を目指します。
※ 炭焼き窯の燃料には、広島県北部から拡大しつつあるナラ枯れ対策として、胸高直径30ｃｍ以上のナラ・カシ類を薪炭利用し、資源として活用する事により、ナラ枯れの蔓延防止に寄与できるものと思います。

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	ＮＰＯ法人伊万里はちがめプラン		
代表者	福田　俊明	**担当者**	福田　俊明
所在地	〒 848-0022 佐賀県伊万里市大坪町狩立乙　２４３６－１ TEL:0955－22－4058　FAX:0955－22－4058 E-mail: hatigame@orion.ocn.ne.jp		
設立の経緯／沿　革	市民の日常生活や経済活動によって大量に排出される「生ごみ」が燃えるごみとして焼却処分されていることの“もったいなさ”に気付いた市民や飲食店の経営者達が「生ごみ資源化研究会」を立ち上げ、情報収集や勉強会を始めたのが平成４年である。そこから見えてきたのは、大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行による現代社会のシステムの“おかしさ”であった。 平成９年「生ごみ堆肥化実行委員会」と改め、愛称を「伊万里はちがめプラン」とし本格的に環境啓発活動と生ごみ堆肥化のための微生物の研究を開始、平成 12 年生ごみ堆肥化実験プラントが完成、伊万里市が将来生ごみ堆肥化を政策として実施することを想定し、実用化に向けた微生物による生ごみ堆肥化の実験をスタートさせ、平成 15 年ＮＰＯ法人の認証を受け今日に至っている。		
団体の目的／事業概要	**目的**　全国の自治体の課題である可燃ごみの削減を伊万里で実現するため、市民や事業者（農家）、各種団体、ＮＰＯ、大学、行政が協働して生ごみや廃食油、その他の有機性一般廃棄物の資源化、リサイクル活動を行い、食資源循環による持続可能な地域社会の実現を目指している。 **事業概要** (1).生ごみの堆肥化活動… 生ごみを分別回収し、良質な堆肥を生産、有機農業や菜の花栽培等に活用 (2).菜の花プロジェクト活動… 菜の花を栽培し自家製菜種油を生産、廃食油は自動車の燃料に活用 (3).環境啓発と教育活動… はちがめプランの実践的体験を通した環境教育を、市民や小中高校生に実施		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	生ごみ分別協力者 3 事業所から始まった活動も、微生物の培養実験、市民への環境啓発活動を経て、平成 12 年に生ごみ堆肥化実験プラントが完成、現在では生ごみ分別協力 71 事業所、市民の生ごみステーション 27 ヶ所 250 世帯の参加協力によって 650ｔ/年の生ごみ（本市の生ごみの 17%）を回収し、ゆっくり醗酵させ 300t/年の良質な堆肥を佐賀大学農学部の指導を受け生産している。はちがめ堆肥は当法人の直売店の会員農家による環境保全型農業や菜の花プロジェクト活動等に有効に活用するとともに、家庭菜園やガーデニング愛好家にも好評である。 環境啓発と教育活動 ・市内の小学校 4 校の 3，4 年生 300 名に対し総合学習の時間を活用し環境教育を実施、子供達から保護者へそして地域住民へと環境意識の拡大を図っている。 ・市民に対して、毎年 10 月に環境フォーラムを開催するとともに、小学生の体験学習発表の場としている。また全国からの見学者を受け入れ、食資源循環による環境保全と地域の活性化について訴えている。 ・平成 18 年より、国際協力機構(JICA)の紹介による海外からの視察研修者を年間 50～60 名受け入れ、国際協力と情報発信に貢献している。		
ホームページ	http//hachigame-plan.org		
設立年月	平成４年４月１日　　＊認証年月日（法人団体のみ）平成１５年５月２８日		
資本金/基本財産（企業・財団）	円	**活動事業費／売上高（H22）**	１，７８６，６９３円
組　織	スタッフ／職員数　　１０名　（内 専従　　６　名）		
	個人会員　250　名	法人会員　30　名	その他会員（賛助会員等）　41　名

提 言

政策のテーマ　　「生ごみを宝に！」持続可能な地域社会を目指して

応募分野：　Ａ　・　Ⓑ（どちらかを選択して○）

■政策の分野
・循環型社会の構築
・持続可能な地域社会

■政策の手段
・施設等整備
・組織体制整備

団体名：ＮＰＯ伊万里はちがめプラン

担当者名：福田　俊明

■キーワード	生ごみを宝に	食資源循環			

① 政策の目的

市民の日常生活や食品関連事業者から大量に排出される生ごみを有機堆肥化して活用を図り、食資源循環の形をつくり上げる。一般家庭や食品関連事業所による生ごみ分別、回収の社会的仕組みを構築する為に市民、企業、ＮＰＯ、大学、行政による新たな協働活動の形成を図る。
市街地（消費者）と中山間地の農家との連携を推進し資源循環と地産地消による両地域の活性化に繋げる。さらにこれらの事業を「環境の体験学習・食育」等の教材として活用し、食資源を循環させることで、持続可能な地域社会の形成を目的とする。

② 背景および現状の問題点

・政府は「食品リサイクル法」や「バイオマスタウン構想」、その他各種の政策によって生ごみや廃食油、その他有機性一般廃棄物の有効利用を奨励しているが、市町村においては全国的に生ごみ、廃食油の資源化の必要性は認められていても、法の趣旨に見合った進捗がなされていないのが現状である。
・現在各市町村で焼却処分されている可燃ごみの中には生ごみが約40％含まれており、その水分は80～90％である。このことは、毎日大量の水を貴重な化石燃料を使って燃やしているようなものである。
・生ごみや廃食油は一般廃棄物であり、法的には市町村の責務によって焼却処分や有効利用がなされている。伊万里市においては、生ごみ、廃食油の資源化が政策として未だ決定なされていないため、生ごみや廃食油の資源化活動を推進する上で大きな課題となっている。

③ 政策の概要

1．生ごみや廃食油、その他有機性一般廃棄物の堆肥化、ＢＤＦ(ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ燃料)化
市民、事業者、ＮＰＯ、行政等の連携により生ごみ等を回収し醗酵させ、良質な熟成堆肥を生産する。また廃食油はＢＤＦに精製し、自動車燃料として活用する。

２．生ごみ堆肥、ＢＤＦの有効活用
・菜の花プロジェクトの中で、菜の花栽培に利用する。
・有機栽培研究会を立ち上げ、堆肥とＢＤＦの利用を進める。
・市内の中山間地と連携して当地域の活性化に役立てる。
・シティバスや廃棄物の回収、学校給食の配送、市役所の公用車等でのＢＤＦ利用を検討する。

３．環境啓発と環境教育の推進
環境教育活動　生ごみ堆肥化及び菜の花プロジェクト活動の実践を通して「環境の体験学習、食育」を実践する。
環境啓発活動　年1回「環境フォーラム」開催と2回ほどミニ勉強会を実施し啓発活動を行い事業の推進を図る。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み

１．生ごみ分別回収と堆肥生産の拡大

・循環型社会形成の考え方やごみ減量化の方針を受けて、生ごみ回収と堆肥化のチラシや、ケーブルＴＶなどによるＰＲとともに、生ごみ、廃食油等分別協力事業所には「生ごみ資源化協力店」のステッカーや看板などを配布し、普及啓発を図る。

・市内の栄町地区生ごみステーショングループ(地区の 1/4 世帯が参加)は生ごみ分別に熱心な皆さんである。同グループの協力により新たなモデル地区を周辺団地に選定して、一般家庭からの生ごみ回収について住民と協議を行い、体制や方法を検討し参加世帯増加の実現を図る。

・佐賀大学農学部の指導を受け、微生物の適正管理による良質な堆肥の生産体制を整える。

・障害者授産施設いまりの里と連携、堆肥の袋詰めの作業をお願いし、障害者の社会参加を図る。

２．環境保全型農業と菜の花プロジェクトの推進

・はちがめ農産物直売所“風道”（ふうどう）の会員農家の協力を受け、堆肥を活用し環境保全型農業や菜の花栽培を実施する農家の拡大を行い、堆肥の有効活用を図る。

・伊万里市でも中山間地における農家の過疎化が進んでいる。モデル事業として市内川内野地区 62 世帯、炭山地区 12 世帯の２つの集落と連携し生ごみ堆肥を活用し、有機農業や菜の花栽培による特産品の開発と都市との交流を図り、中山間地農業の振興を図る。

・いまり菜の花の会との共催により「環境杯」グラウンドゴルフ大会を開催、佐賀県全域の高齢者グループに対し菜の花栽培の普及啓発を図り、休耕地を活用して作付面積の拡大と良質な菜種油の増産を目指す。更に菜の花栽培に参加することにより、高齢者の生甲斐づくりに繋げる。

３．地域通貨の活用

・すでに当法人が発行し流通している地域通貨を上記１、２の活動の潤滑油として有効に活用し、地産地消を促進させるとともに、市民の環境活動への参加と意識の向上を図る。

４．環境啓発活動と環境教育の多面的な展開

・一般市民や食品関連事業所、各種市民団体に対しては、環境フォーラムや環境学習会を開催し、さらに堆肥化プラントの見学会等を実施して食資源循環による環境保全の必要性を訴える。

・市内の小学校の希望校に対し、生ごみ堆肥化や菜の花プロジェクト等の実践活動を通して、総合学習の時間を活用し佐賀大学の協力を受け、学校や堆肥化プラントなどの現場で環境教育を実施する。さらに環境フォーラム会場での体験学習発表の機会を作り教育効果を高める。

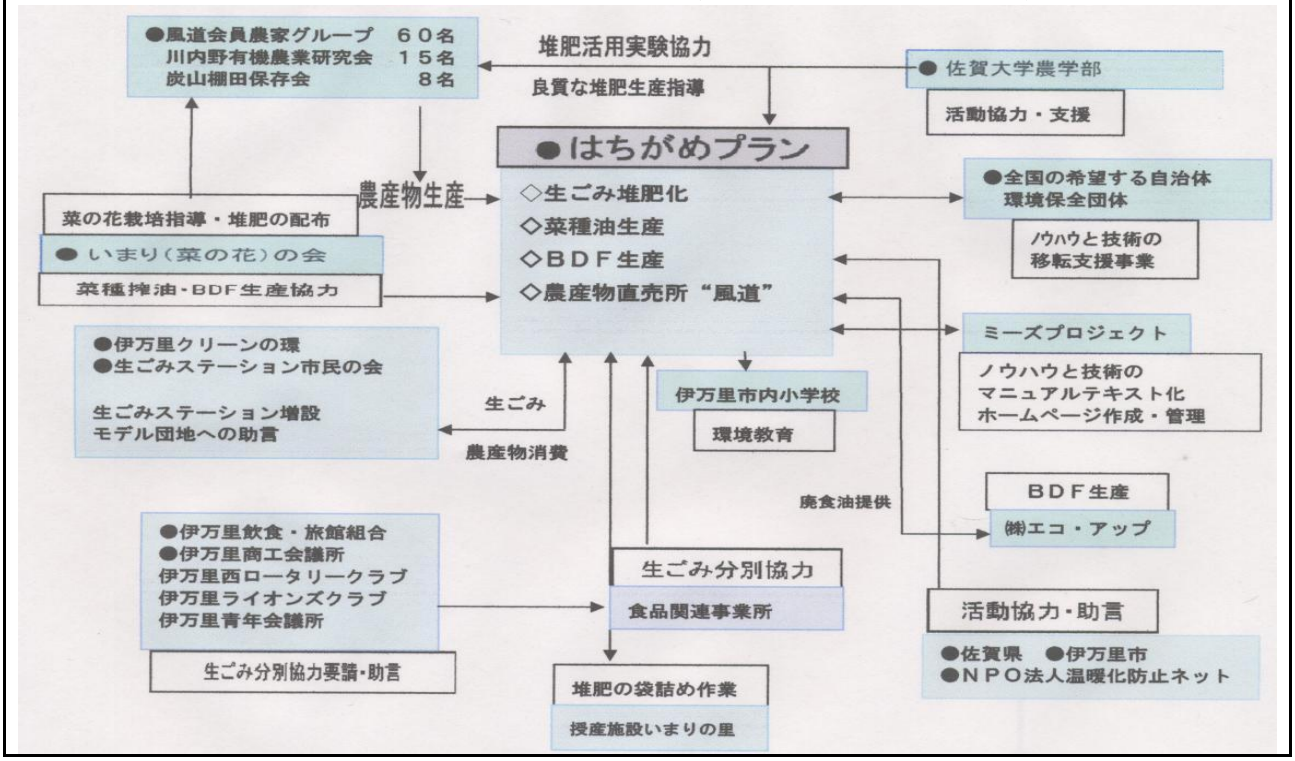

⑤政策の実施主体

初期段階はＮＰＯ法人伊万里はちがめプランが主体となって実施する。
（当法人は飲食店、旅館業、食品関連事業所、佐賀大学、市民等が参画している）
提携団体
高齢者グループいまり菜の花の会、直売所“風道”（ふうどう）会員農業者グループ、
生ごみステーション市民の会、炭山地区棚田を守る会、川内野有機農業研究会、
ＮＰＯ法人地球温暖化ネット、社会福祉法人幸生会いまりの里、㈱エコ・アップ
支援団体
伊万里商工会議所(青年部、女性部)、伊万里青年会議所　伊万里農協青年部、伊万里市、
伊万里クリーンの環、伊万里ライオンズクラブ、伊万里西ロータリークラブ、佐賀県
将来、伊万里市が生ごみを資源として認め政策決定がなされたら、行政、企業、市民(農家)、ＮＰＯが主体となり大学が支援する生ごみ資源化コンソーシアムを組織し運営を目指す。

⑥政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

・生ごみ、廃食油とその他有機性一般廃棄物(段ボール、街路樹や公園の剪定枝葉、落葉、刈草、籾殻、鉋屑)等を堆肥化、ＢＤＦ化することによって市民の環境意識が向上し行政経費が節約されるとともに、CO_2やダイオキシン等の発生低減にも貢献する。
・生ごみ堆肥化や菜の花プロジェクト活動に高齢者グループや障害者の参加を促し、社会活動への参加による生き甲斐づくりが推進され、さらに小中高校の総合学習やオンリーワン教育と連携し、青少年の健全育成とともに子供達から保護者へ、そして地域住民へと環境意識が拡がる。またＢＤＦを活用して過疎地や市街地を結ぶシティバスを走らせることで、高齢者や子供達の交通手段の確保が可能となり、環境と教育、福祉のまちづくりの発展が望める。
・活動によって生まれる各種商品の流通に地域通貨を活用し、地元での流通を推進することで地産地消が促進される。さらに生ごみ堆肥化や有機農業、菜の花プロジェクト等の事業化によって新たなエコ・コミュニティビジネスが生まれる事で環境と経済の好循環のまちづくりが構築される。

⑦その他・特記事項

現在堆肥化に活用している生ごみ、すなわち企業の社員食堂、大型スーパー、デパート、大型ホテル、地下街や大型飲食店街等の食品関連事業所から出る生ごみも、一般家庭から出る生ごみも、法的には一般廃棄物であるため、処理処分は市町村の責務となっている。このため生ごみ資源化を政策として認めていない伊万里市においては、はちがめプランの多面的な活動に対する適正な評価を受ける事ができず、成果に見合った本格的な支援が現在までなされていない。しかし、伊万里市では近隣の４市５町で広域ごみ焼却場の建設計画が進み、平成２４年度着工、平成２７年度供用開始の予定となっている。燃えるごみの削減による焼却費の節約とCO_2削減のため、ようやく生ごみ分別堆肥化の必要性の気運が高まっているところだが、未だ生ごみの資源化に対する政策決定がなされていない。

本市にこのような事情があることから、国、県の指導を受けながら広域ごみ処理場建設計画と並行して、生ごみ堆肥化による環境保全活動の企画書を伊万里市へ再度提出し、「市民、企業、ＮＰＯ、行政」が主体性をもって活動する真の協働事業に継続発展させたいと願っている。伊万里市全体の生ごみを堆肥に、廃食油をＢＤＦに変え地域で活用し、地産地消による地域の活性化に繋げ、持続可能な地域社会の構築を目指す計画である。

５、６年後を目安に目的を達成させ、当法人の組織と経営基盤の安定化を図り、後継者を育てて若い人たちに活動を引き継ぎたいと考えている。

はちがめプランが長年培ってきた生ごみ堆肥化、菜の花プロジェクト等の環境保全活動のノウハウと技術のマニュアルを佐賀大学の協力を受けてテキスト化し、全国の希望する市町村や環境活動団体へ移転・支援事業を実施したいと考えている。